

審査基準

審査項目	細審査項目	個別審査基準	審査	点数	配点	確認	審査項目の考え方	
1 施設の老朽度及び整備区分について(計70点)	(1)老朽度調査について(最大20点)	①老朽度の基準を下回っている全面増改築の計画である。	A ①に該当する。	20		<input type="checkbox"/>		
		②老朽度の基準を下回っている全面改築の計画である。	B ②に該当する。	17	20	<input type="checkbox"/>	整備区分によってそれぞれ点数をつけていく。	
		③老朽度の基準を下回っている一部改築の計画である。	C ③に該当する。	15		<input type="checkbox"/>		
	(8点)	④各構造において老朽度の基準が最も下回っている施設である。	加点 ④に該当する。	10	10	<input type="checkbox"/>	木造・非木造それぞれの基準点が違うためそれぞれで一番老朽度の基準が下回っている施設に加点する。	
		①耐用年数を過ぎた施設を整備する計画である。	①に該当する。	10	10	<input type="checkbox"/>	登記簿に記載の建築年月日とする。なお、経過基準日は令和3年10月1日時点として経過年数を求める。	
		③耐震診断について(30点)	①独自で耐震診断を行った結果、倒壊する恐れがあるなどの危険がある結果となっている場合。	①に該当する。	30	30	<input type="checkbox"/>	独自で耐震診断を行った結果左記のような結果が出た施設に加点する。
	(1)医療的ケア児や特別支援保育の受入の充実について(計20点)	①医療的ケア児について(10点)	①医療的ケア児の充実を図る計画である。	①に該当する。	10	10	<input type="checkbox"/>	
		②特別支援保育について(10点)	①特別支援保育の受入の充実を図る計画である。	①に該当する。	10	10	<input type="checkbox"/>	
3 保育環境の改善・向上について(計60点)	(1) 乳児室について(最大6点)	①乳児室の面積が、【計画上の有効面積－(0歳児の定員×3.3m ²)】で計算したときに9.9m ² 以上である。	A ①に該当する。	6		<input type="checkbox"/>		
		②乳児室の面積が、【計画上の有効面積－(0歳児の定員×3.3m ²)】で計算したときに6.6m ² 以上9.9m ² 未満である。	B ②に該当する。	3	6	<input type="checkbox"/>		
		③乳児室の面積が、【計画上の有効面積－(0歳児の定員×3.3m ²)】で計算したときに3.3m ² 以上6.6m ² 未満である。	C ③に該当する。	1		<input type="checkbox"/>		
	(2) ほふく室について(最大6点)	①ほふく室の面積が、【計画上の有効面積－(1歳児の定員×3.3m ²)】で計算したときに9.9m ² 以上である。	A ①に該当する。	6		<input type="checkbox"/>		
		②ほふく室の面積が、【計画上の有効面積－(1歳児の定員×3.3m ²)】で計算したときに6.6m ² 以上9.9m ² 未満である。	B ②に該当する。	3	6	<input type="checkbox"/>		
		③ほふく室の面積が、【計画上の有効面積－(1歳児の定員×3.3m ²)】で計算したときに3.3m ² 以上6.6m ² 未満である。	C ③に該当する。	1		<input type="checkbox"/>		
	(3) 各種施設計画について(最大4点)	①仮設施設を要さない整備計画など、工事中も子どもの保育環境に配慮したものである。	A ①～④のすべてが該当する。	4		<input type="checkbox"/>	①仮設施設を要しない場合においても保育環境の低下に繋がる場合は点数としない。	
		②児童用の便器の数について、大便器(計画定員÷20)個+1、小便器(計画定員÷30)個+1のいずれについても、それ以上の個数を設置している。	B ①～④の3つが該当する。	3		<input type="checkbox"/>	②小数点以下は切上とする。	
		③子育て支援事業専用室がある(一時預かり事業専用室及び放課後児童クラブ専用室は除く)。なお、相談事業等を行う個室が、施設内に独立して設けられている。	C ①～④の2つが該当する。	2		<input type="checkbox"/>	③個室に限定したものである。	
		④おむつ交換台やベビーベッドを配置する等、おむつを使用している子どもについて配慮された計画となっている。	D ①～④の1つが該当する。	1		<input type="checkbox"/>	④通常の保育時間に限らず、子育て支援事業等で施設を利用される保護者を考慮	
	(4) 保育従事者について(最大4点)	①職員休憩室を設けている計画となっている。	A ①、②の2つが該当する。	4		<input type="checkbox"/>	現段階で既に職員休憩室を設けている場合は2点とする。	
		②保育士配置に係る特例制度や保育士資格取得支援事業を活用し、有資格者の負担軽減を行っている。	B ①、②のうちいづれか1つが該当する。	2	4	<input type="checkbox"/>	有資格者の負担軽減を考慮した制度活用が行われているか。	
	(5) 屋外遊戯場について(1点)	①2歳以上児に必要な屋外遊戯場の面積を園舎と同一の敷地内又は隣接する土地に確保する。	①に該当する。	1	1	<input type="checkbox"/>	幼保連携型認定こども園を計画する場合は必須である。	
	(6) 保護者の利便性について(5点)	①施設と隣接して駐車スペース「計画定員数÷20」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上)のスペースを確保し、又それとは別に「計画定員数÷10」台以上(※1台未満の場合は切上)のスペースを確保する計画である。	①に該当する。	5	5	<input type="checkbox"/>	隣接とは一般的に考えられる、正面駐車場・側面駐車場・正面裏駐車場等である。	
	(7) 危険箇所の改善について(6点)	①既存施設で生じている危険箇所を改善する計画である。	①に該当する。	6	6	<input type="checkbox"/>	既存施設で生じている危険箇所を改善する計画となっているか。	
	(8) 職員について(3点)	①今回の整備計画について職員に対し、意見・要望を聞く策を講じており、その結果を整備計画に反映している。	①に該当する。	3	3	<input type="checkbox"/>	意見・要望の聞き取りを行った添付書類(通知文や開催したことがわかる資料等)を提出すること。	
	(9) 保護者について(3点)	①利用している保護者や地域住民に対し、意見・要望を聞く策を講じており、その結果を整備計画に反映している。	①に該当する。	3	3	<input type="checkbox"/>	聞き取りを行っていれば加点とする(聞き取りを行った結果、意見・要望等がなかった場合も加点)。	
	(10) 自己財源について(2点)	①借入金の予定がない。	①に該当する。	2	2	<input type="checkbox"/>		
	(11) 今後の教育・保育の運営について(最大20点)	①補助金を活用した整備を行うことで、旭川市の教育・保育の向上に資するかどうか。	①に該当する。	0～20	0～20	<input type="checkbox"/>	旭川市の補助金を活用し整備することに關する、地域や利用者等に対しての考え方について評価していく。	